

承認第13号

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月20日 提出

日出町長 安部 徹也

1 専決事項

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和6年11月29日

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例を定める
ことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年11月29日

日出町長 安部 徹也

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町条例第 3 7 号

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例

日出町はり・きゅう施術料の助成に関する条例（昭和 6 2 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（以下「対象者」という。）」を削り、「被保険者証（以下「後期高齢者医療被保険者証」という。）」を「被保険者」に改め、「（以下「身体障害者手帳」という。）」を削り、「いる者」の次に「（以下「助成対象者」という。）」を加える。

第 3 条及び第 4 条中「対象者」を「助成対象者」に改める。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「後期高齢者医療被保険者証又は身体障害者手帳の提示のあった場合、対象者」を「助成対象者」に改め、同項を同条とする。

第 7 条及び第 8 条中「対象者」を「助成対象者」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。